

## 福山市電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（端末を含む。以下同じ。）と入札参加資格者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を利用して建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条の建設工事のほか、土木建築の工事に関する測量及び建設コンサルタント等業務を含む。以下同じ。）の入札を行う場合の事務取扱いについて、法令及び他に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の機関等 市長若しくは市長に置かれる機関又は上下水道事業管理者若しくは上下水道事業管理者に置かれる機関をいう。
- (2) 電子入札システム 電子情報処理組織を利用して、入札から落札者決定までの手続（以下「入開札手続」という。）を処理するシステムをいう。
- (3) 電子入札 電子入札システムを使用して入開札手続を行う入札等をいう。
- (4) 書面入札 電子入札システムを使用しないで入開札手続を行う入札等をいう。
- (5) 利用登録者 電子入札システムを利用することができる者として登録されている者をいう。
- (6) 電子参加 入札者が電子入札システムを利用して入札等に参加することをいう。
- (7) 書面参加 入札者が電子入札システムを利用しないで入札等に参加することをいう。
- (8) 電子入札者 電子入札システムを利用する入札参加資格者をいう。
- (9) 書面入札者 電子入札者以外の入札参加資格者をいう。
- (10) 電子媒体 フロッピーディスク、CD-R、MOその他の電磁的記録の方法によって情報を保存する媒体であって、その記録内容の書換えができないようにしてあるものをいう。
- (11) 開庁日 福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日以外の日をいう。
- (12) 電子くじ 入札者が指定した任意の数値（くじ番号）と入札書到達時刻等を用いた演算式により、くじ引きを実施することをいう。

(電子入札の対象等)

第3条 電子入札は、建設工事等に係る条件付一般競争入札及び通常型指名競争入札について行うものとする。ただし、発注機関（市長又は上下水道事業管理者をいう。以下同じ。）が特に必要と認める案件については、この限りでない。

2 電子入札による入札等（以下「電子案件」という。）に参加できる者は、利用登録者に限るものとする。

（電子案件への参加方法等）

第4条 利用登録者は、電子案件に参加するときは、電子参加をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、入札書受付締切予定日時の1時間前までに別記様式第1号の書面により発注機関の承認を得たうえで、当該電子案件におけるその後の手続について、書面参加をすることができるものとする。

（1）商号若しくは名称又は代表者の変更により、電子入札に必要なICカードに格納されている情報が事実と一致しなくなったとき。ただし、それらの事情が生じた後遅滞なくICカードの再取得の手続を行っている場合に限る。

（2）破損、盗難等のため、電子入札に必要なICカードが使用できなくなったとき。ただし、それらの事情が生じた後遅滞なくICカードの再発行の手続を行っている場合に限る。

（3）その者の使用に係る電子計算機に障害が発生したとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、やむを得ない理由によって電子参加をすることができない状態になったとき。

3 当初から書面参加をし、又は途中から書面参加に変更した者については、当該電子案件において、電子参加に変更又は復帰することを認めないものとする。

4 書面参加の方法で行われた行為は、これと両立しない電子参加の方法で行われた行為（前項の規定に違反することが明らかなものを除く。）があるときは、無効とする。ただし、入札書の提出が重複した場合は、その両方を無効とする。

（システム障害等）

第5条 発注機関は、電子情報処理組織又は電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用した入札手続ができないときは、入札等の延期又は書面入札への移行など適切な処置をとるものとする。この場合においては、電話、ファクシミリその他の電子入札システムを使用しない方法により、次の者に必要な事項を連絡するものとする。

（1）条件付一般競争入札の場合にあつては、入札書その他の書類を提出している者

（2）通常型指名競争入札の場合にあつては、当該発注機関が指名通知を行った者

2 電子入札者は、コンピュータウイルスに感染しないようにウイルス対策用のアプリケーション（ソフト）を導入するなどの対策を講じるものとする。この場合において、ウイルス対策アプリケーションの種類は指定しないが、常に最新のパターンファイルを適用し、資格要件確認書類、入札書等を作成又は提出するときは、必ずウイルス感染チェックを行うものとする。なお、提出された資格要件確認書類、入札書等がウイルスに感染していることが判明した場合は、発注機関は、直ちに処理作業を中止し、電子入札システムの管理者に連絡するとともに、当該電子入札者と書類の提出方法を協議するものとする。

(電子案件の登録等)

第6条 電子案件の手続の日時については、次に掲げるもののほか、書面入札の場合におけるそれに準じて設定するものとする。

(1) 入札書の受付期間は、原則として、連続する2日間とし、入札書受付開始及び締切予定日時は、次のとおりとする。

ア 入札書受付開始予定日時は、書面入札の例によって定めたとした場合の入札日の午前9時とする。

イ 入札書受付締切予定日時は、アの日の翌開庁日の午後4時とする。

(2) 開札予定日時は、前号のイの日の翌開庁日の適宜の時刻とする。

(3) 内訳書開封予定日時(発注機関が工事費内訳書の内容を確認する予定日時をいう)は、前号に掲げる時刻とする。

2 発注機関は、当該電子案件について、入札等の方式、建設工事等の概要、手続の日時その他の必要な事項を電子入札システムに登録するものとする。

3 発注機関は、前項の登録内容を変更するときは、速やかに登録を修正するものとする。ただし、システム的に登録を修正できない場合は、当該建設工事等の入札等を書面入札によって行うよう変更して、登録を取り消す等適切な処置を講じるものとする。この場合においては、前条第1項の規定を準用するものとする。

(公告)

第7条 条件付一般競争入札である電子案件の公告には、別に定める事項のほかに、電子案件である旨その他の必要な事項を記載するものとする。

(指名通知)

第8条 通常型指名競争入札である電子案件の指名通知書は、当該案件が電子案件であることを明示した上で、電子入札システムを使用して電子入札者に送付するものとする。

(工事費内訳書の作成及び提出)

第9条 電子入札者が作成及び提出する工事費内訳書については、別表に掲げるアプリケーション及び保存するファイル形式による電子ファイルとして作成し、電子入札システムの機能を利用して提出するものとする。ただし、電子ファイルの容量が電子入札システムの制限容量を超えることになる場合は、書面又は当該電子ファイルの内容を記録した電子媒体を提出するものとする。

2 書面である工事費内訳書は、次の事項を記載した封筒に封入して、前項のただし書きの規定により電子媒体に記録した工事費内訳書は、その電子媒体に次の事項を直接可視的な方法で表示して、これを提出しなければならない。

(1) 提出者の商号又は名称

(2) 工事費内訳書が在中し、又は記録されている旨

(3) 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日

(入札書の提出)

第10条 電子入札者は、必要な事項の入力をした入札書を、電子入札システムを利用して発注機関に提出するものとする。

(入札辞退等)

第11条 電子入札者は、当該入札等を辞退しようとするときは、入札書を提出することなく、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムを利用して辞退届を提出するものとする。

2 入札書受付締切予定日時までに電子入札システムを利用して入札書を提出しなかった電子入札者は、当該入札等を辞退したものとみなす。

3 入札者は、入札書を提出した後に入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

4 次の場合において、発注機関の長が必要と認めた場合に限り、当該入札等に参加する資格のない者がした入札として無効の扱いとする。この場合においては、当該入札書を提出した者は、開札予定日の前日までにその旨を発注機関に届け出なければならない。

(1) 当該入札等に参加するために必要な条件を満たさなくなり、その他当該建設工事等に係る契約の相手方となることができない事由が生じた場合

(2) 明らかに錯誤であると認める場合

(書面参加における書類提出等)

第12条 電子案件においては、書面入札者が行うべき行為の方式及びこれに対して発注機関が行うべき行為は、次に掲げるものを除き、書面入札の場合と同様とする。

(1) 入札書は、入札書が在中している旨並びに第9条第2項第1号及び第3号の事項を記載した封筒に封入して、郵送（発注機関が特に認めた場合に限る。）又は持参により発注機関に提出するものとする。

(2) 入札書に3桁のくじ番号を記載するものとする。ただし、くじ番号の記載のない場合は、「001」と記載されたものとする。

(3) 工事費内訳書は、工事費内訳書が在中している旨並びに第9条第2項第1号及び第3号の事項を記載した封筒に封入して、郵送（発注機関が特に認めた場合に限る。）又は持参により発注機関に提出するものとする。

2 前項第1号の入札書の提出があったときは、発注機関は、これを開封することなく入札箱その他の施錠できる場所に入れて、開札予定日時までこれを厳重に保管しておかなければならない。

(開札処理)

第13条 電子案件の開札処理を行うときは、入札参加者（立会いを希望するものに限る。）を立ち合わせるものとする。また、書面参加がある場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

2 開札は、書面参加者の入札書を開封してその入札金額を電子入札システムに登録したうえで、電子参加者の入札書を電子入札システムを使って一括開札するものとし、通常型

指名競争入札にあっては立会者の確認後落札者を決定するものとする。ただし、条件付一般競争入札にあっては立会者の確認後、入札参加資格の審査（以下「審査」という。）を行うため、発注機関は、電子入札システムその他の適当な手段により、事後審査通知書を入札参加者全員に発行するものとする。なお、当該入札等に参加する資格がない者の入札書は、これを開札せずに破棄するものとする。

3 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、通常型指名競争入札にあっては、直ちに、電子くじによるくじ引きを行って落札者を決定し、条件付一般競争入札にあっては、直ちに、電子くじによるくじ引きを行って落札候補者を選定し、審査の結果、落札者を決定したときは、落札者決定通知書を発行するものとする。

（資格要件確認書類の提出）

第14条 条件付一般競争入札である電子案件で落札候補者に選定された者は、必要な事項の入力をした資格要件確認書類を、電子入札システムを利用して発注機関に提出するものとする。

2 前項に規定する者は、資格要件確認書類（次項に掲げるものを除く。）を別表に掲げるアプリケーション及び保存するファイル形式による電子ファイルとして作成し、電子入札システムの機能を利用して、資格要件確認書類の添付ファイルとして提出するものとする。ただし、電子ファイルの容量が電子入札システムの制限容量を超えることになる場合は、書面又は当該電子ファイルの内容を記録した電子媒体を提出するものとする。

3 資格要件確認書類のうち、施工実績証明書等その性質上電子化に適さないもの、その他電子ファイルによる提出に適さないものは、書面により提出するものとする。

4 第1項に規定する者は、書面又は電子媒体で提出する資格要件確認書類がある場合は、資格要件確認書類を提出する際に別記様式第2号の媒体提出通知書を電子入札システムの添付ファイルとして提出するとともに、添付資料に当該媒体提出通知書の写し（書面に限る。）を添えて、これを郵送（発注機関が認めた場合に限る。）又は持参により発注機関に提出するものとする。この場合においては、当該書面又は電子媒体を、資格要件確認書類の提出期限となっている日時までに発注機関に到達させなければならない。

（資格要件確認書類提出書受付票の発行等）

第15条 発注機関は、資格要件確認書類を受理したときは、資格要件確認書類提出書受付票を電子入札システムにより発行するものとする。

（ICカードの不正使用等）

第16条 電子入札に参加し、開札までにICカードの不正使用等が判明した場合は、当該案件への入札参加資格又は指名を取り消すものとする。

2 落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば契約締結を行わず、また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断するものとする。

3 電子入札者がICカードを不正に使用等した場合には、指名除外等を行うことがある。

(書類の様式に関する特例)

第17条 電子入札システムの仕様によって発行された書類は、それぞれ所定の様式にしたがって作成された書類とみなす。

(その他)

第18条 その他必要な事項は、この要領に定めるもののほか、市長が別に定める。

附 則

この要領は、2005年(平成17年)4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、2006年(平成17年)4月1日から施行する。

2 神辺町の編入の直前に同町の区域内に本店を有していた利用登録者が2006年(平成18年)9月30日までの間に書面参加の申出をしたときは、第4条第1項の規定にかかわらず書面参加を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、2007年(平成19年)4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2008年(平成20年)4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2009年(平成21年)4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2009年(平成21年)9月30日から施行する。

附 則

この要領は、2010年(平成22年)3月10日から施行する。

附 則

この要領は、2013年(平成25年)4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2015年(平成27年)4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2024年(令和6年)4月1日から施行する。

別 表

番号	アプリケーション名	ファイル形式
1	Word (Microsoft Corp.)	
2	Excel (Microsoft Corp.)	
3	その他	P D F 画像ファイル (JPEG、TIFF 又は GIF 形式) 圧縮ファイル (Lzh、Zip 又は Cab 形式、ただし 自己解凍形式 (EXE 形式) は認めない。) その他本市が認めた形式